平成30年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち 生産国の現地情報収集事業 (大洋州地域等)

報告書

抜粋 【ロシア】

令和2年3月

林野庁

:本国別報告書の抜粋(要約)箇所

目 次

1	報告	書の概要1
2	事業	の概要2
	2.1	事業の背景及び目的2
	2.2	事業の実施内容等3
	2.3	事業の実施体制11
3	生産	国における現地情報の収集12
	3.1	パプアニューギニア12
	3.2	ソロモン諸島
	3.3	ロシア
	3.4	ベトナム
	3.5	中国
巻	末資料	(成果報告会資料)

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下、「クリーンウッド法」という)が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成30年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団法人地球環境戦略研究機関を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の計5カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 31 年 3 月から令和元年 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 3 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、学識経験者、業界団体、林野庁等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に3回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、令和元年 12 月中旬に開催された成果報告会において広く事業者等の関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第5条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第6条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デューデリジェンス」(払って然るべき正当な注意義務及び努力)の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法 伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関 連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう 情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成27、28、29年度の先行事業に引き続き、平成30年度補正予算において「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)」として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を 一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産 国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)に係る仕様書」に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下のとおりとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野 庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ロシア(主に極東)、パプアニューギニア、ソロモン諸島、中国、ベトナム等

(2) 調査内容

- ア 森林の伐採に関する法令調査
 - ・伐採に関する法令(改正状況含む)の概要
 - ・伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の有無
 - ・伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件
- イ 木材の流通段階における法令調査
 - ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
 - ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例
- ウ 木材流通状況調査
 - ・調査対象国の木材流通の特徴(主要な木材輸出製品、木材の原産国等)
 - ・森林認証システムの導入状況
 - ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施に当たっては、上記のような本事業の背景、目的、内容(貴庁の要求事項)を十分に踏まえた上で、当共同事業体のこれまでの経験・教訓や各調査員の「強み」を最大限に活かし、次の基本的な方針を掲げて、事業実施に取り組んだ。

1)調査対象国の選定

調査区分

現地調査

基本的に、「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域 等)に係る企画競争応募要領」に記載された国を調査対象国とした。

調査対象国は、大きく次の2つに区分される。

- ①「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち情報の充実が必要な国: パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア(主に極東)
- ②「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち木材の加工品の貿易がさかんな国: ベトナム、中国

上記①に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に 確認の上、充実が必要な情報を特定し、焦点を絞った効率的な現地調査を実施した。

上記②に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に 確認の上、同国が木材を輸入している生産国を特定するとともに、輸入の際の合法性確認に関 する情報に焦点を絞り、効率的な現地調査を実施した。

調査対象国

【大洋州地域】パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国 計5カ国

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

2)調査範囲

調査対象とする範囲、もしくは調査の枠組みを、クリーンウッド法第6条で事業者の責務と して課せられた「デューデリジェンス」の基本概念に基づき、素材生産から、加工、輸出まで の段階を主な調査対象とした。また、特に加工貿易国である調査対象国②については、過年度 に調査済みの上記の段階の情報を必要に応じて更新すると共に、素材の輸入から再輸出までの 段階を主な調査対象とした。

(1) 木材流通状況に関する調査範囲

上述の調査範囲を基本とする上で、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるた め、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異 なる。したがって、各国の木材生産及び輸出入の現況情報を整理して、調査対象国を経由して 対日輸出される主要製品種目を特定した。素材生産国である調査対象国①については、その主 な輸出相手先国として、日本と日本に再輸出する主な加工貿易国を特定した。一方で、加工貿 易国である調査対象国②については、その主な輸入相手先国として、素材生産国を特定した。 これにより、我が国を終点とするサプライチェーンの中で、調査対象国がどこに位置しており、 その製品種目の木材素材の原産国はどこであるかを明確にした上で、調査対象国間の関連性も

考慮しながら情報を収集した。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟(ETTF)もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- ☑ 合法伐採権(土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可)
- ☑ 税金と手数料(ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、 収入及び利益税)
- ☑ 木材伐採(林業(木材伐採)規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用)
- ☑ 第三者の権利(慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)、先住民族の権利)
- ☑ 貿易と輸送(樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関 規制、CITES (ワシントン条約)、デューデリジェンス/デュー・ケア)

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。 ETTFが EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- ☑ 現地サプライチェーン監査(CoCに特化)
- ☑ 森林管理ユニット (FMU) 監査 (現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認)
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ☑ サプライチェーンマッピング(追加情報の要求)

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つ のコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につな げるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポ ーネントの実施内容は次のとおりである。

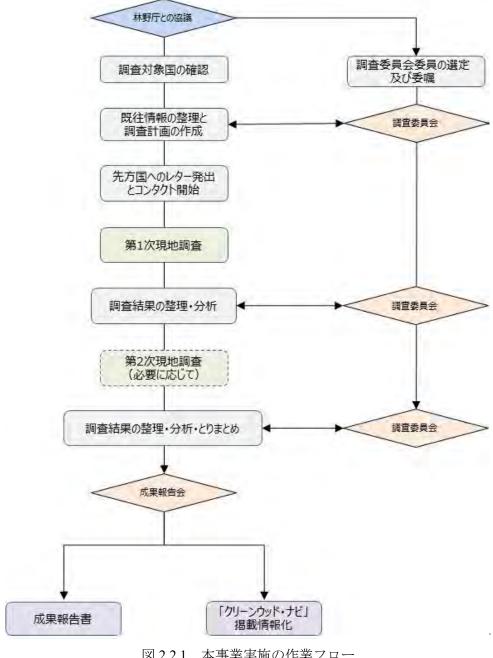


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要 を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、2.2.2 の2)調査範囲に示した段階に着目して情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続きに必要な書類(様式)の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。 さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

特徴 概況 調査ポイント 国名 ①「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報をより充実させる必要がある国 製材、木質パルプなどを日本へ輸出する。 ● 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸 ロシア ● 主に中国やフィンランドを中心とする欧州に 出)に焦点を当てる。 (主に極東) 原木・製材・チップ等の輸出実態あり。 ● 合法性の確認手段の1つとして森林認証 ● 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が の有無及び運用実態を調査する。 存在する。 ● 特に中国への輸出と中国を経由した対日 輸出について、中国調査と連関して相乗 的に調査を実施する。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

特徴 国名 パプアニューギニア (PNG)	概況 原木を少量日本に輸出する。 原木を大量に、主に中国に輸出する。	調査ポイント ・ 伐採段階、木材流通段階(近隣国への輸出)に焦点を当てる。 ・ ロシアと同様に、特に中国への輸出と中国を経由した対日輸出について、中国調査と連関して相乗的に調査を実施する。
ソロモン諸島	● PNGと相似的	● PNGと同様
②木材の加工品の質	貿易がさかんな国	
中国	 ウッドパネル、合板、製材、木炭を大量に日本へ輸出する。 調査対象国①の素材生産国である3か国を含め、高リスク国と評される国々を含む多様な輸入再手先国から木材を輸入する世界最大の木材市場を形成する。 FLEGT-VPAにおける二国間調整メカニズムを設置して、EU行政機関が中国をハブとした多国間調整を実施する。 	 過年度事業で既に木材流通状況とリスク 評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。 特にEU市場及びその事業者による中国との取引に関連する文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 特に調査対象国①の3か国やその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入と連関して相乗的に調査を実施する。
ベトナム	 主に木材チップ、木製家具を日本へ輸出する。 主に東南アジア諸国から原木や製材を輸入する。 2018年に、インドネシアに次ぐ2番目にFLEGT-VPAを締結、TLASの導入段階にある。 	過年度事業で既に木材流通状況とリスク 評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。 特にEU市場及びその事業者のベトナムとの取引関連文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 特にその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入や、VPA新規締結によるTLASの導入進捗に着目して調査する。

(3) その他の補完的調査手法

上述の基本的な調査手法及び調査ポイントに加えて、より効率的・効果的な情報収集・分析を行うため、文献調査と現地調査の進捗による必要性に応じて、下記の補完的調査を実施した。

①情報収集の準備のための国内聴取調査

デューデリジェンスの実践における課題や収集すべき情報のニーズを事前に調査し、調査範囲及び調査対象国ごとの調査ポイントをより明確にするため、日本国内の代表的な第1種木材関連事業者1、2件程度を対象に聴取調査を実施した。同調査を実施する場合、調査結果の部分的な報告等も行い、そのフィードバックを反映して、実践性の高い調査結果の整理を図った。

②国際会議等における情報収集

文献調査または調査対象国内の聴取調査だけでは把握が困難な、調査対象国を含む生産国・加工貿易国・消費国間の国際的かつ複雑な取組やその動向に関する情報収集と、そのための聴取調査対象者等とのネットワーク構築を効率的・効果的に実施するため、調査対象国やその近隣国等において、国際機関等が開催する国際会議等の催しを利用した。

なお、当共同事業体の構成事業者は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち、本事業の他、「追加的措置の先進事例収集事業」も実施している。「追加的措置の先進事例収集事業」の調査対象国であるEU加盟国による、本事業の調査対象国内における追加的措置の先進事例についても、必要に応じて情報収集し、両事業が相乗的に成果を達成できるようにした。

(4) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国 の5カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

公 2.2.4 阴重/ 3 图/ 3 / 7 旧 积 (人来 阴重、 7)				
調査対象国	現地調査期間			
ベトナム	令和元年6月24日~7月4日			
パプアニューギニア	令和元年8月18日~31日			
ソロモン諸島	令和元年8月31日~9月7日			
ロシア	令和元年8月11日~31日、11月6日~14日			
中国	令和元年9月6日~13日、10月17日~25日			

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者と協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

No.	種別	氏 名	所 属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2	子們在缺伯	立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
3		奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
4	業界団体	岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		加藤 正彦	一般社団法人全国木材組合連合会 企画部長
6	NGO	相馬 真紀子	WWFジャパン 森林グループ長

表 2.2.5 調査委員会委員

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回(開始時、中間報告時、取りまとめ時)開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時:令和元年5月27日(月) 13:00-15:00 場所:地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	・委員の紹介・本事業の背景、事業内容等の説明・調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画案の説明・本事業の実施方針等に関する協議 等
第2回	日時:令和元年9月2日(月) 13:00-14:50 場所:地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	・ベトナムにおける現地調査結果の概要説明 ・PNG、ソロモン諸島、ロシア、中国の事前情報収集結果の概 要説明及び今後の現地調査の実施方針・方法の協議等
第3回	日時:令和元年11月22日(金)13:00-15:30 場所:地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	・ 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 ・ 今後の報告会開催、報告書の最終化の方針・方法の協議等

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への 掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO等、広く関係者に報告するため、 下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時:2019年12月19日(木)

13 時 30 分~16 時 30 分

場所:主婦会館プラザエフ9F 「スズラン」

〒102-0085 東京都千代田区六番町十五番

参加者数:64名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それ ぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有 する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団 法人地球環境戦略研究機関が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両調査員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、 管理技術者、照査技術者及び事業責任者(主査)を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員 から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、 海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する 技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術 協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制(主な業務従事者)

区分	氏 名	所属・役職	
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会事業部 上席技師 森林情報グループ長	
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会事業部 首席技師 国際協力グループ長	
主査	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ	
業務担当者	氏 名	所属·役職	
西尾 秋祝		(一社)日本森林技術協会事業部 指導役 国際協力グループ	
松本 淳一郎		(一社)日本森林技術協会事業部 主任技師 国際協力グループ リーダー	
橋口 秀実		(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 国際協力グループ	
米 金良		(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ	
藤崎 泰治		(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 研究員	
鮫島 弘光		(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 主任研究員	
山ノ下 麻木乃		(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 森林保全タスク 主任研究員	
Henry SCHEY	VENS	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 プログラムディレクター	
(バックアップ)			
郡麻里		(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ	
永野 裕子		(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ	
宮部 秀一		(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー	
島崎 奈緒実		(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任	

3.3 ロシア

3.3.1 木材生産・流通の状況

1) 木材生産・流通の特徴

(1) 森林林業・木材生産の状況

ロシア連邦は、ユーラシア大陸北部を東西に広がり、全世界の約 2 割の森林が集中する森林大国である。国土面積は、 $17,098,246\,\mathrm{km}^2$ であり、9 つの連邦管区に区分され、85 の連邦構成主体(地方・州等)で構成されている。この国土のうち、森林保全・保護・利用にあてられるロシア連邦独自のカテゴリーが森林フォンドであり、すべてが国有林である。森林フォンドは、ロシア連邦天然資源・環境省の監督下にあり、国土の 66%にあたる $11,262,886\mathrm{km}^2$ を占める。この 21%にあたる、2 億 4,000 万 ha が積極的な長期利用、すなわち伐採コンセッションとして利用されている。



図 3.3.1 ロシア連邦地図 (左から極東連邦管区、シベリア連邦管区、北西連邦管区)

この森林フォンドの面積の連邦管区別割合をみると、日本に最も近い極東連邦管区に、全体の約50%が集中している。また極東同様に、日本や中国、韓国の市場とも関わりの深いシベリア連邦管区には26%が集中しており、この2つの連邦管区だけで、全体の76%が集中していることになる。

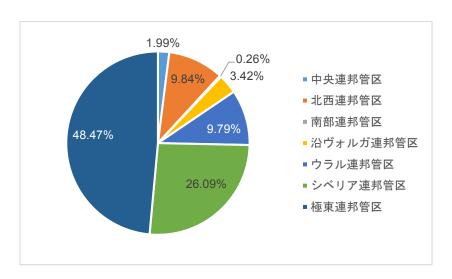


図 3.3.2. ロシアの連邦管区別の森林フォンド面積1

この森林フォンドにおける木材生産に関して、ロシア連邦森林局が公表している年間許容伐 採量 (2017) は、7億 480 万㎡であるが、年間実質伐採量は、2018 年に 2億 3,860 万㎡と、 34%の利用率となっている。

2013~2018年における年間伐採量をみた場合、ここ数年は、年々増加傾向にあり、2018年は、2017年と比較しても2,620万㎡の増産と、近年では最大の生産量を記録している。また、総伐採量とコンセションにおいての伐採量を比較すると、そのほとんどが伐採コンセッションより生産されていることが分かる。

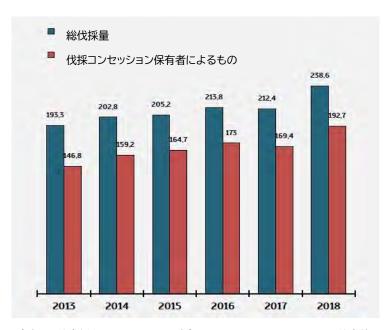


図 3.3.3 ロシア連邦の伐採量 2015-2018 (赤がコンセッションでの伐採) 2 単位:百万㎡

-

¹ ロシア連邦森林局ウェブサイト(http://rosleshoz.gov.ru/opendata/7705598840-ForestFund)より作成

² ロシア連邦森林局 (2019)

ロシア連邦において木材生産の対象となる樹種も、各地域別で異なっている。日本から最も近い、極東の沿海地方は、アムール川支流の温暖な気候にあり、冷温帯林が形成されており、他の地域とは異なる森林生態系が存在する。チョウセンゴョウマツを中心とした針広混交林は、ウスリータイガとよばれ、家具や造作材として利用される高級樹種であり、CITES 付属書皿に登録されるモンゴリナラやヤチダモ、ランバーコア合板として使用されるアムールシナノキを始めとした豊かな広葉樹種が植生している。加えて、製材や集成材として加工されるエゾマツやトドマツも多く、北部の標高の高い地域には、日本市場向けの合板製造用の単板に加工されることが多いダフリアカラマツ(ラーチ)の植生が形成されている。

沿海地方の北部に隣接するハバロフスク地方の南部および一部の平野部は、同様の針広混交林の様相を呈すが、それ以北の地域はカラマツが優占する植生となる。また、同地は森林火災が多いことから、先駆種であるシラカバやヨーロッパヤマナラシも多く、チップとしての利用もある。

表 3.3.1 極東連邦管区(特に、沿海地方およびハバロフスク地方)の主な木材樹種一覧

和名	学名	注記
エゾマツ	Picea jezoensis	
トドマツ	Abies sanchalinensis	
	Abies sibirica	
ダフリアカラマツ	Larix dahurica	
チョウセンゴヨウマツ	Pinus koraiensis	CITES 付属書Ⅲ、禁伐種指定
モンゴリナラ	Quercus mongolica Fisch.	CITES 付属書Ⅲ
ヤチダモ	Fraxinus mandshurica Rupr.	CITES 付属書Ⅲ
ハルニレ	Ulmus	
アムールシナノキ	Tilia amurensis Rupr.	
カンバ類	Betula	
ヨーロッパヤマナラシ	Poplus tremula	
イチイ	Taxus cuspidate Sieb. Et Zucc	CITES 付属書 II、禁伐種指定

極東連邦管区の西部に位置するシベリア連邦管区には、大陸性の亜寒帯林が広がっており、オウシュウアカマツとシベリアカラマツが優占する植生となっている。ヨーロッパアカマツは、日本市場向けの垂木や間柱等の小割製材として加工される他、床材や内装材向けにも利用され、ベッド等の家具用材、管柱や梁等の加工用に中国に輸出されている。またイルクーツク州では、旧ソ連邦時代より発展してきた紙・パルプ産業による木材利用が非常に多い。

表 3.3.2 シベリア連邦管区(特に、イルクーツク州)の主な木材樹種一覧

和名	学名
オウシュウアカマツ	Pinus sylverstris
シベリアマツ	Pinus sibirica
シベリアトウヒ	Picea obovata
シベリアモミ	Abies sibirica
シベリアカラマツ	Larix sibirica
カンバ類	Betula
ヨーロッパヤマナラシ	Populus tremula
ホプラ	Populus
ハンノキ	Alnus
ヤナギ	Salix

本調査の主対象地ではないが、欧州市場と関連する北西連邦管区の植生は、上述した3地域とは異なり、北欧と類似した特性を示している。主要樹種であるオウシュウトウヒ、オウシュウアカマツは、製材、集成材として加工され、バルト三国、北欧等へ輸出されている。また、カンバ類は合板向けにも利用されている。

表 3.3.3 北西連邦管区(特に、アルハンゲリスク州)の主な木材樹種一覧

和名	学名
オウシュウトウヒ	Picea abies
オウシュウアカマツ	Pinus sylverstris
カンバ類	Betula
ヨーロッパヤマナラシ	Populus tremula

ロシア連邦における林産業は、旧ソ連邦末期の経済混乱に際し大きな影響を受けた。丸太生産は、1980年代後半まで4億㎡の水準を保ち、製材も8~9,000万㎡を維持してきた³。しかしながら、1990年代に入ると丸太および製材の生産量は、劇的に減少し現在に至るまで以前の水準に追い付いていない。

他方、紙生産も 1990 年代後半に一度は落ち込んだものの、2016 年までにほぼ順調に回復し、1990 年比で 103%の生産となっている4。紙・パルプの生産は、大規模なコンビナートとして、主に北西連邦管区、東シベリア管区を中心に発展してきており、経済混乱後もこれをベースとして生産が回復しており、TITAN グループ、イリム・グループ等の大企業が北西地域(一部、シベリア地域)を中心に操業しているが、極東では未発達な状況である。これを打開するため、ロシア連邦産業・商務省は、優先投資プロジェクトを策定、木材加工の発展に向けた取組を行っている。

-

^{3 「}ロシア森林大国の内実」、柿澤宏招・山根正伸編著、(2003)

^{4 「}ロシア連邦森林コンプレクス発展戦略 (~2030年)」、ロシア連邦産業・商務省 (2017)

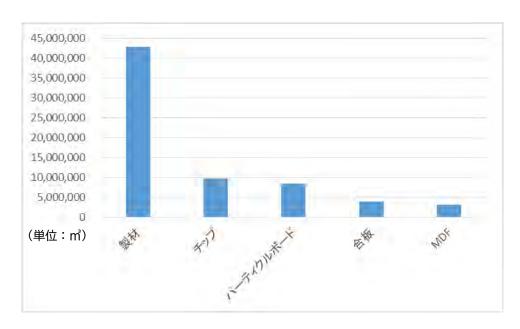


図 3.3.4 ロシア連邦における木材製品生産量5 (単位: m³)

上述した歴史を背景に、ロシア連邦内における木材加工業の振興を目的として、2006 年 5 月 31 日より、対象品目別に丸太輸出関税の段階的な引き上げも実施されてきた。2008 年の経済危機に際し、一度は見送りされた引き上げも、2019 年には、 $25\%\sim40\%$ の範囲で引き上げられ、2020 年には 60%となっている6。

このような連邦レベルでの取組により、木材加工業の振興が進められているが、主要製品は、製材の 4,270 万㎡が最も多く、これに続くチップやパーティクルボードでも一桁水準を落としたレベルで推移している。しかしながら、合板のように旧ソ連邦時代と比較して飛躍的に生産を伸ばしている製品もある7。

表 3.3.4 ロシア連邦の木材製品生産量8 (単位: ㎡)

品目	生産量
製材	42,701,000
チップ	9,756,000
パーティクルボード	8,400,000
合板	4,013,000
MDF	3,147,000

6 2017年12月12日付けロシア連邦政府令第1521条

⁵ FAO STAT. (2018) .

^{7 「}ロシア連邦森林コンプレクス発展戦略 (~2030年)」、ロシア連邦産業・商務省 (2017)

⁸ FAO STAT. (2018) .

(2) 森林伐採・木材流通に係る行政体制

ロシア連邦において、森林フォンドに関連した業務全般を行うのは、ロシア連邦政府下のロシア天然資源・環境省である。このうち、森林伐採に関連した森林計画・利用・保全業務を担当するのが、ロシア連邦森林局であり、2007年以降、各地方・州政府の下に再編された85の出先機関を拠点として、現場レベルでの情報を集約すると当時に、遠隔モニタリング(衛星、航空機)による森林火災や違法伐採への対策、統一的なデータベース(EGAIS)による木材生産・流通の管理を行っている。

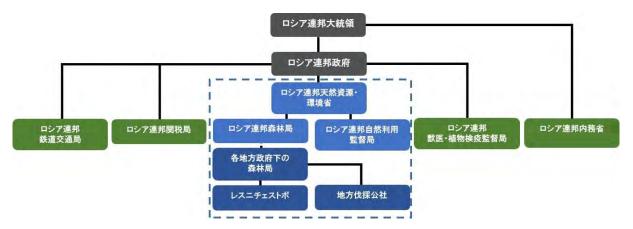


図 3.3.5 森林伐採・木材流通に関係する政府機関(点線内が中心的な機関)

連邦構成主体とよばれる各地方・州の政府下の出先機関では、2006 年に改定された新森林 法典に従い、10 年間の期限をもつ森林計画を策定し、具体的な森林利用の見通しから保全の あり方、森林セクターの発展プランまでが示される。また、10~49 年の期限をもつ伐採コン セッション譲渡のためのオークションの実施や利用者とのコンセッション契約、単発的な立木 売買契約などを中心業務として行う。これらの主に木材生産に関連した業務の他、病虫害や老 齢木を取り除くことを目的とした保育伐・衛生伐の実施のため、地方伐採公社等と国家契約を 結び施業を実施している。

この下に、レスニチェストボと呼ばれる現場で森林を管理する各部署が置かれており、森林利用者が作成する 10 年毎の森林開発計画および年毎の伐採申請書、月毎に実際の伐採量が記入された森林利用報告が受理される。この他、CITES 樹種に対する輸出許可の発行は、ロシア連邦自然利用監督局が担当している。

上述した森林・林業に直接的に関係する各機関の他、ロシア連邦内務省の出先機関が、各地方・州政府機関と協力の下で、「黒い伐採=盗伐」の摘発を目的とした単発的なオペレーションを実施しており、地域によっては民間団体と協働する例もある。

国外市場への輸出に際しては、木材の輸送においてロシア連邦鉄道交通局による重量等の規制対象となる他、丸太輸出関税および特定樹種の輸出ライセンス・割当においては、ロシア連邦関税局における手続きが必要になる。さらに、輸出される木材・木材製品に対する植物検疫証明書の発行に際しては、ロシア連邦農業省下のロシア連邦獣医・植物検疫監督署への申請が必要となる。